

事務連絡
令和5年6月22日

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕
衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び武田社ワクチン（ノババックス）の
有効期限の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについては、「ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」（令和5年6月16日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「令和5年6月16日付け事務連絡」という。）で周知しているところですが、武田社ワクチン(ノババックス)の取扱いについての変更及び留意事項がありますので、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンの有効期限を取り扱っていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、これに伴い、令和5年6月16日付け事務連絡は廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守したワクチンに適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 有効期間の設定について

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、

有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

こうした手続きを経て、令和5年6月22日現在、ファイザー社ワクチンの有効期間は全ての製品において18か月、武田社ワクチン(ノババックス)の有効期間は12か月となっておりますが、バイアルには延長前の有効期間(6か月、9か月又は12か月)を前提とした有効期限が印字されたものが流通しています。つきましては、印字されている有効期限に関わらず、ファイザー社ワクチンについては全て18か月を有効期間として、武田社ワクチン(ノババックス)については12か月を有効期間として取り扱っていただきますようお願いいたします。

2 有効期間の延長及び取扱いについて

有効期間が延長された後は、延長された有効期間に基づき、各ワクチンについて、下記2-1から2-3のとおり、取り扱っていただきますようお願いいたします。

2-1 ファイザー社ワクチン

(1) 有効期間の変更について

これまで、ファイザー社ワクチンの有効期間は、下表のとおり延長されています。

ワクチン/変更日	令和3年 9月10日	令和4年 4月22日	令和4年 8月19日	令和4年 12月15日	令和5年 1月25日
1価:起源株					
12歳以上用	6か月→9か月	9か月→12か月	12か月→15か月	—	15か月→18か月
5～11歳用	—	9か月→12か月	—	12か月→18か月	—
6か月～4歳用	—	—	—	12か月→18か月	—
2価:起源株/オミクロン株					
12歳以上用	—	—	—	12か月→18か月	—
5～11歳用	—	—	—	12か月→18か月	—

(2) 見分け方及び取扱いについて

別添1～5にあるロット No のバイアルについては、延長前の有効期間を前提に有効期限が印字されているものです。そのため、別添1～5を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとして取り扱っていただきますようお願いいたします。

なお、12歳以上用の1価:起源株ワクチンのうち、有効期間が6ヶ月であるという前提で有効期限が印字されているバイアルについては、ワクチンシールについても同じ有効期限が記載されているところです。そのため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

す。

(3) 有効期限の延長について

5～11 歳用の1価:起源株ワクチンの取り扱いについては、有効期限を迎えても当該ワクチンを廃棄することなく、適切に保管いただくよう、令和5年4月24日付け事務連絡で周知してきたところですが、12 歳以上用の1価:起源株ワクチンについても、ファイザー社から有効期間延長に向けた安定性試験を継続して実施している旨の報告を受けています。有効期限が令和5年6月末(ロット番号:「FT9319」、「FW0547」及び「FN2726」)となっている未使用のファイザー社ワクチン(12 歳以上用、1価:起源株)については、事務連絡等で改めて連絡するまでの間は有効期限を迎えても当該ワクチンを廃棄することなく、引き続き-90℃から-60℃の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合には、再び活用できるようにしてください。

2-2 モデルナ社ワクチン

令和5年2月11日をもって、モデルナ社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)は、すべて有効期限が到来しています。

※ なお、モデルナ社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)については、引き続き接種を継続しており、その有効期限については下記のモデルナ社HPに掲載されています。

<https://modernacovid19global.com/ja-jp/vial-lookup>

2-3 武田社ワクチン(ノババックス)

(1) 有効期間の変更について

今般新たに、武田社ワクチン(ノババックス)の有効期間は、下表のとおり延長されました。

ワクチン/変更日	令和5年 6月20日
12歳以上用	9か月→12か月

(2) 見分け方及び取扱いについて

別添6にあるロット No のバイアルについては、延長前の有効期間を前提に有効期限が印字されているものです。そのため、別添6を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとして取り扱っていただきますようお願いいたします。

(3) 有効期限の延長について

武田社ワクチン(ノババックス)については、武田社から更なる有効期間延長に向けた安定

性試験を継続して実施している旨の報告を受けています。有効期限が令和5年7月25日(ロット番号:「NP009」)となっている未使用の武田社ワクチン(ノバボックス)については、今後有効期限を迎えても、事務連絡等で改めて連絡するまでの間は当該ワクチンを廃棄することなく、引き続き2℃から8℃の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合には、再び活用できるようにしてください。

3 有効期限の近いバイアルの優先使用について

ワクチンの有効活用の観点から、有効期限の近いバイアルから使用していただくよう改めてお願いいたします。